

方針案に対する主な意見の概要とそれに対する当委員会の考え方（案）

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」に対する主な意見の概要とそれに対する当委員会の考え方は、以下のとおりである。

なお、意見の詳細は、別紙参照のこと。

No	意見の概要	当委員会の考え方
1	届出制の運用においては、改正郵政民営化法が求める「他の金融機関等との間の適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮すること」及び附帯決議の「郵政民営化委員会に対して、必要に応じ利用者代表および関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること」等を遵守すべきである。（一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、農林中央金庫）	○ 当委員会は、届出を受けた行政当局から通知があり次第、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合に、速やかに調査審議を行うこととしている。 ○ また、当委員会は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議にあるとおり、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として届出制を運営してまいりたい。
	方針案の「1. 公正・自由な競争の促進と利用者利便の向上」の記述に、「金融二社に関する業務等規制について調査審議する際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、適正な競争を通じて金融機関のサービスが向上す	

No	意見の概要	当委員会の考え方
	ることにより利用者にもたらされる利便性の向上である」とあるが、調査審議の最も重要な視点には、民間金融機関との間の適正な競争関係を阻害することがないように配慮することも含まれるべきである。（一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会） 新規業務の参入では、他の金融機関等との公正な競争条件を確保するとともに、顧客保護の観点から顧客本位の業務運営やコンプライアンス態勢の徹底を検証するべきである。（一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会）	
2	ゆうちょ銀行の新規業務について、地域金融システムや地域経済への悪影響を考慮した厳正な検証・監督を行うべきである。（一般社団法人全国地方銀行協会）	○ 当委員会は、届出事項に関して、必要な場合に調査審議を行うこととしており、調査審議を行う場合には、「他の金融機関等との間の適正な競争関係の確保」及び「利用者への役務の適切な提供」に係る配慮義務について検証を行うこととしている。 ○ 検証の結果、地域金融システムや地域経済への悪影響が生じうると判断される場合には、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見の作成・公表等を行うこととしたい。

No	意見の概要	当委員会の考え方
3	必ず調査審議を行い、内閣総理大臣等に対して意見を述べる こととすべきである。（一般社団法人全国地方銀行協会、一般 社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、 一般社団法人全国信用組合中央協会）	○ 当委員会は、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関 等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供 を阻害することがないかを確認する必要がある場合に、速やかに 調査審議を行うこととしている。 ○ また、調査審議の結果、必要があると認めるときは、郵政民営化 推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表する こととしている。
4	「調査審議」の実施要否について、運用の透明性や公平性を 確保するため、その判断理由等を個別案件ごとに公表すべきで ある。（一般社団法人全国銀行協会、農林中央金庫） 調査審議の内容およびその結果・理由について公表すべきで ある。（一般社団法人第二地方銀行協会）	○ 調査審議の実施要否の判断理由、調査審議の内容及びその結 果・理由等は、個別案件ごとに議事録等において公表する。 ○ 上記について、「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制 の運用に係る郵政民営化委員会の方針」に明記することとする。
5	業務開始後においても配慮義務の遵守状況等を継続的にモニ タリング、検証を実施し、他の金融機関等からの要請があった 場合を含め、「意見の作成・公表」等を行うべきである。（一般 社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般 社団法人全国信用組合中央協会、農林中央金庫）	○ ゆうちょ銀行の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要に応じ、 当委員会において確認や検証等を行ってまいりたい。

No	意見の概要	当委員会の考え方
6	「外部からの意見聴取」については、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を確保すべきである。（一般社団法人全国銀行協会、農林中央金庫）	○ 当委員会は、届出を受けた行政当局から通知があり次第、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行うこととしている。
	民間金融機関等からの意見聴取は必ず行うべきである。（一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会）	○ 上記調査審議において、外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合に、意見聴取（陳述又は文書）を実施することとしている。
7	改正法案が成立した場合には、方針案の具体的な運用について、根本から再検討することが妥当である。（一般社団法人全国信用金庫協会）	○ 議員立法の動きに関し、当委員会として予断をもってコメントをすることは控えたい。
8	案に賛成する。（株式会社ゆうちょ銀行、全国郵便局長会、日本郵政グループ労働組合）	○ 今回の意見募集は、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、ゆうちょ銀行の新規業務が認可制から届出制になることを受け、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認することを趣旨として、当委員会において届出制の運用方針を定めるために行ったものである。 ○ 当委員会は本方針に沿って、適切に対応してまいりたい。

No	意見の概要	当委員会の考え方
9	届出制の運用に当たっては、調査審議の簡素化・迅速化とともに、「利用者利便の重視」の観点に基づき、適切に実施されることを要望する。また、過度の確認や検証等が行われないよう要望する。（株式会社ゆうちょ銀行、全国郵便局長会、日本郵政グループ労働組合）	○ 本方針では、調査審議が必要な場合、提出書類によることを基本とする簡素な方法で実施することとし、これまでの認可制における調査審議に比べて期間を短縮することとしている。 ○ 当委員会は、届出を受けた行政当局から通知があり次第、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかの確認を、本方針に沿って進めてまいりたい。
10	ゆうちょ銀行が政府との間接的な資本関係を維持したまま、また経営規模を縮小しないままに、新規業務の実施によるさらなる業容拡大は認められるべきでない。 完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要であり、それなしに新規業務は認められるべきではない。 改正法案が成立した場合、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が当分の間残ることとなり、民間金融機関との公正な競争条件は確保されない。（一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、農林中央金庫）	○ 日本郵政が、令和7年●月●日、ゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことにより、同日以後、ゆうちょ銀行の新規業務は、これまでの認可制から届出制に移行した（郵政民営化法第62条及び第110条の2）。 ○ 当委員会は、郵政民営化法の規定により、届出制に係る運用を適正に行っていくこととしている。そして、新規業務の届出を受けた行政当局から通知があり次第、届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行うことと決定することとしている。

No	意見の概要	当委員会の考え方
11	上乗せ規制（新規業務の認可・届出の扱い、預入限度額および子会社規制等）の撤廃を要望する。（全国郵便局長会、日本郵政グループ労働組合） ゆうちょ銀行が自律的な経営を行うことによって、郵政民営化法で定められているユニバーサルサービスの持続可能性を高めていくべき。（日本郵政グループ労働組合）	○ 金融二社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されているが、これについては、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされており（郵政民営化法第8条）、日本郵政が金融二社の全株式を処分した日又は郵政民営化法第105条第1項若しくは第135条第1項の決定があった日以後は制限が解除されることとなっている（同法第104条及び第105条並びに第134条及び第135条）。
12	認可制から届出制に移行することについてのご意見（同旨意見10件） ・（外資規制、国民への周知不足、制度が雑、制度を作った人にも責任を負わせるべき等により）届出制に移行することは反対である。 ・ ゆうちょ銀行の新規業務や規制緩和については、現時点で慎重な対応が必要。まずは財務省・総務省からの業務改善命令や監督指導を徹底し、組織全体のガバナンス強化と既存業務の信頼回復を行った上で、新規業務や規制緩和を検討すべき。 ・ 政府がある程度の管理・監督を行う金融機関は存在した方が良いという考えから、今回の改正には反対。新規事業の開始については届出制ではなく申請制の方が良いのではないかと考える。 ・ 「届出制」は、利用者保護を軽視するような姿勢とも受け取れる。 等	○ 認可制から届出制に移行することについては、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、ゆうちょ銀行の新規業務が認可制から届出制になることが郵政民営化法において定められている（郵政民営化法第62条及び第110条の2）。 ○ 今回の意見募集はこの規定を踏まえ、当委員会において届出制の運用方針を定めるために行ったものである。

No	意見の概要	当委員会の考え方
13	その他のご意見（144 件） ・ 郵政民営化に関するご意見 ・ 株売却に関するご意見 ・ その他	○ 今回の意見募集は、郵政民営化や、日本郵政による金融二社の株式処分について行うものではなく、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、ゆうちょ銀行の新規業務が認可制から届出制になることを受け、当委員会において届出制の運用方針を定めるために行ったものである。